

消費税軽減税率制度説明会について

平成31年10月1日から、消費税率および地方消費税率を合わせた税率が8%から10%へ引き上げられ、税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。中村税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

	2019(平成31)年10月1日以降	
	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

- ◆日時 10月26日(木)
 - ・午前10時～11時30分
 - ・午後1時30分～3時
- ◆定員 午前と午後各100人
定員になり次第締切

◆場所

中村商工会館 3階大会議室
四万十市中村小姓町46
※宿毛市・土佐清水市などの会場も出席可能です。
駐車場はありません。ご来場の際は、公共交通機関などをご利用ください。
簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をお持ちください。
○お問い合わせ
中村税務署
☎35-2135(代表)
※自動音声で案内します。2番を選択してください。

法定相続情報証明制度が始まります

高知地方法務局からのお知らせです。全国の登記所(法務局)で、各種相続手続きに利用できる「法定相続情報証明制度」が始まっています。

この制度は、法定相続人が誰でもあるかを登記官が証明するものです。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本を何度も出し直す必要がなくなります(※)。

◆手続き

手続き先が複数ある場合、手続きが同時に進められるなど、とても便利な制度となっていますので、ぜひ活用ください。
発行に必要な書類など、詳しくは法務局ホームページまたは左記にお問い合わせください。
※相続手続きが必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関に照会ください。
○お問い合わせ
高知地方法務局 不動産登記部門
☎088-822-3331

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期限は10月末までです

消費税率の引上げにともない、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

この給付金は、平成26年度から実施していますが、消費税の引上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。
※ただし、次の方は対象外です。
・平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など
・生活保護制度の被保護者
・支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

給付対象者1人につき1万5千円

◆申請手続き

支給対象と思われる方に4月下旬に案内書と申請書を送付いたします。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 10月31日(火)まで

※当日消印有効

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎55-3112